

聖籠町行政不服審査関係手数料条例及び聖籠町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月13日

聖籠町長

聖籠町条例第3号

聖籠町行政不服審査関係手数料条例及び聖籠町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

(聖籠町行政不服審査関係手数料条例の一部改正)

第1条 聖籠町行政不服審査関係条例(平成28年聖籠町条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)第4条第1項」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第7条第1項」に改める。

(聖籠町固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第2条 聖籠町固定資産評価審査委員会条例(昭和35年聖籠町条例第3号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号。第10条第1項第2号において「情報通信技術利用法」という。)第3条第1項」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号。第10条第2号において「デジタル行政推進法」という。)第6条第1項」に改める。

第10条第2号中「情報通信技術利用法第4条第1項」を「デジタル行政推進法第7条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。